

# 新型コロナウイルス感染症の影響で 実習を続けることが難しくなった 技能実習生等に対する 雇用維持支援について～早めに 効率的な マッチングをして 日本で 仕事についてもらえるように～

## 目的

出入国在留管理庁では、新型コロナウイルス感染症の影響で 仕事を辞めさせられて、実習を続けることが難しくなった 技能実習生、特定技能外国人などが 日本で働き続けられるように、関係省庁と力を合わせて、特定産業分野での再就職の支援をします。そして、ある条件を決めて 在留資格「特定活動」を与えて、日本での外国人の雇用を支援します。さらに、技能実習生などが日本に来ることができず、働いてくれる人を増やせない分野で働いてくれるようにします。

## 支援の簡単なまとめ

出入国在留管理庁は、支援の対象になる技能実習生などの情報を早めに広く集めて、技能実習生などが働きたいと思っている特定産業分野で、また仕事ができるように、各分野の関係機関に情報提供をすることで、効率的なマッチングができます。また、出入国在留管理庁は、外国人 在留総合 インフォメーションセンターなどと力を合わせて、外国人からの相談に対応する。

## 在留資格の扱い

- 在留資格「特定活動(仕事に つくことが できます)」
- 在留期間 最大 1年
- 2020年4月20日からします

## 条件

- ・ 申請人の 給料の金額は、日本人が 仕事をする場合の 給料と同じか それより上であること
- ・ 申請人が、特定技能外国人の 仕事に必要な 技能を身に付けたいと思っていること (仕事をしたい 特定産業分野に関連する 技能試験に合格することが必要の人に 限る)
- ・ 受入れ機関が、申請人を 大切に受け入れること(外国人を 受入れたことがあるなど)
- ・ 受入れ機関は 申請人が 受入れ機関の仕事の中で 必要な 技能を身に付けられるように 教えたり・支援すること
- ・ 申請人が 日本にいる間、受け入れ機関は 日常生活に関連する 支援をしっかりとすること

## 雇用維持支援のイメージ

